

原議保存期間	5年(令和12年3月31日まで)
有効期間	一種(令和12年3月31日まで)

警視庁生活安全部長
各道府県警察本部長 殿
各方面本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁人少発第1427号
令和6年11月26日
警察庁生活安全局人身安全・少年課長

不動産登記事務における人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがある場合等に関する個人情報の保護のための代替措置の運用について（通達）

被害者等に係る個人情報の保護のための支援措置については、「配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者に関する個人情報保護のための支援措置の運用について（通達）」（令和3年8月26日付け警察庁丙生企発第90号ほか）及び「登記所における配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等及びこれらに準ずる行為の被害者に関する個人情報の保護のための支援措置の運用について（通達）」（令和4年9月1日付け警察庁丁人少発第451号）により運用してきたところであるが、令和6年4月、民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号。以下「改正法」という。）及び不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和6年法務省令第7号）が施行されたことに伴い、不動産の登記記録に記録されている者（自然人であるものに限る。以下同じ。）の住所が明らかにされることにより、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがある場合等に該当するときには、その者からの申出により、登記事項証明書及び登記事項要約書（以下「登記事項証明書等」という。）にその者の住所に代わって公示用住所を記載する措置（以下「代替措置」という。）を講ずるものとされたところ、関係事務処理に遺漏のないようにされたい。

なお、本通達については、法務省民事局民事第二課と協議済みである。

また、警察庁関係各課も了承済みである。

記

1 代替措置の要件

不動産の登記記録に記録されている者は、その住所が明らかにされることにより、次に掲げる場合（以下「措置要件」という。）に該当するときは、代替措置の申出をすることができる。

- (1) 人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがある場合
- (2) 当該登記記録に記録されている者その他の者（登記記録に記録されている者と同居する者等）について次に掲げる事由がある場合

ア ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）第6条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けた者であって、更に反復して同法第2条第1項に規定するつきまとい等又は同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがあること。

- イ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待（同条第1号に掲げるものを除く。以下このイにおいて同じ。）を受けた児童であって、更なる児童虐待を受けるおそれがあること。
 - ウ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者であって、更なる暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの（後記エにおいて「身体に対する暴力」という。）を除く。）を受けるおそれがあること。
 - エ 前記アからウまでに掲げるもののほか、心身に有害な影響を及ぼす言動（身体に対する暴力に準ずるものに限る。以下同じ。）を受けた者であって、更なる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれがあること。
- (3) 次に掲げる者が更なる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれがある場合には、前記(2)エの事由があるものとして取り扱うものとする。
- ア 特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的以外の目的により前記(2)アのストーカー行為等と同様の態様による行為に係る被害を受けた者
 - イ 前記(2)イの児童虐待と同様の態様による行為に係る被害を受けた満18歳以上の者（高齢者等）
 - ウ 保護者でない者から前記(2)イの児童虐待と同様の態様による行為に係る被害を受けた児童
 - エ 配偶者以外の者から前記(2)ウの暴力と同様の態様による行為に係る被害を受けた者
 - オ 名誉又は財産等に対する脅迫を受けた者
 - カ 正当な理由なくインターネット上で生活状況を含めたプライバシー情報がさらされている深刻な状況にある者
- これらに該当しない者であっても、個別の事案における具体的な事情に応じ、前記(2)アからウまでに掲げる言動と同程度の心身に有害な影響を及ぼす言動を受け、更なる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれがある場合には、同エの事由があると認められる。
- ## 2 登記所における代替措置の実施
- (1) 申出の方法
代替措置の申出をしようとする者は、必要事項を記載した申出書を各法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所（以下「登記所」という。）に提出してしなければならない。
 - (2) 添付書面
登記所に提出する申出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
 - ア 申出人が代替措置等申出書又は委任状に記名押印した場合におけるその印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）が作成するものに限る。）その他の申出人となるべき者が申出をしていることを証する書面

イ 申出人の氏名又は住所が改正法による改正後の不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条第6項の登記記録に記録されている者の氏名又は住所と異なる場合にあつては、当該者であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあつては、これに代わるべき書面）

ウ 代理人によって代替措置の申出をするときは、当該代理人の権限を証する書面

エ 措置要件に該当する事実を明らかにする書面（市区町村によるDV等支援措置決定の通知書、ストーカー規制法に基づく警告等の実施書面、配偶者暴力相談支援センターのDV保護に関する証明書等が該当し得る。）

オ 公示用住所及び公示用住所提供者の氏名又は名称を証する書面

カ 公示用住所提供者の承諾を証する当該公示用住所提供者が作成した書面（公示用住所提供者が法務局又は地方法務局であるときを除く。）

キ 法務局又は地方法務局を公示用住所提供者とするときは、申出人に宛てて当該法務局又は地方法務局に送付された文書その他の物の保管、廃棄その他の取扱いに関し必要な事項として法務大臣が定めるものを記載した書面

(3) 登記官による調査

登記官は、代替措置の申出があつたときは、遅滞なく、申出に関する全ての事項を調査しなければならない。その場合において、必要があると認めるときは、申出人又はその代理人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求める方法により、申出人となるべき者が申出をしているかどうか又は措置要件に該当する事実の有無を調査することができる。

(4) 公示用住所管理ファイルへの記録

登記官は、代替措置の申出があつたときは、申出人についての次に掲げる事項を公示用住所管理ファイルに記録しなければならない。

ア 氏名及び住所

イ 措置対象住所

ウ 措置対象住所に係る登記記録を特定するために必要な事項

エ 公示用住所

(5) 代替措置の内容

登記官は、公示用住所管理ファイルに記載された措置対象住所に係る登記記録について登記事項証明書又は登記事項要約書を作成するときは、当該措置対象住所に代わるものとして公示用住所管理ファイルに記録された公示用住所を記載する措置を講じなければならない。

3 警察における対応要領

(1) 被害者に対する制度の教示等

警察において、1に掲げる措置要件に該当すると認められる事案を認知したときは、代替措置に関する制度や内容を当該事案により被害を受けた者等（以下「被害者等」という。）に教示すること。

(2) 代替措置の実施に係る対応等の記録

被害者等に対して代替措置に関する制度等の教示を行った場合は、当該被害者等から代替措置の要望を受けた経緯や警察による対応等を確実に記録しておくこと。